

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5582544号  
(P5582544)

(45) 発行日 平成26年9月3日(2014.9.3)

(24) 登録日 平成26年7月25日(2014.7.25)

(51) Int.Cl.		F I		
<b>G06F 21/41</b>	<b>(2013.01)</b>	G06F 21/20	1 4 1	
<b>G06F 21/31</b>	<b>(2013.01)</b>	G06F 21/20	1 3 1 A	

請求項の数 21 (全 23 頁)

(21) 出願番号	特願2011-524213 (P2011-524213)	(73) 特許権者	508342183
(86) (22) 出願日	平成21年7月22日 (2009.7.22)		エヌイーシー ヨーロッパ リミテッド
(65) 公表番号	特表2012-509517 (P2012-509517A)		NEC EUROPE LTD.
(43) 公表日	平成24年4月19日 (2012.4.19)		ドイツ連邦共和国、69115 ハイデル
(86) 国際出願番号	PCT/EP2009/005329		ベルク、クアフルステン・アンラーゲ
(87) 国際公開番号	W02010/022826		3 6
(87) 国際公開日	平成22年3月4日 (2010.3.4)	(74) 代理人	100097157
審査請求日	平成23年2月24日 (2011.2.24)		弁理士 桂木 雄二
(31) 優先権主張番号	08015346.3	(72) 発明者	サントス、フーゴ
(32) 優先日	平成20年8月29日 (2008.8.29)		ドイツ連邦共和国 69115 ハイデル
(33) 優先権主張国	欧州特許庁 (EP)	(72) 発明者	ジラオ、ジョアオ
			ドイツ連邦共和国 67063 ルードヴ
			イッヒスハーフェン、ザイラーシュトラ
			セ 2 3

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ネットワークプロバイダ経由でサービスプロバイダへのネットワークアクセスをユーザに提供するシステムおよびその動作方法

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

ネットワークプロバイダ (NP) と、サービスプロバイダ (SP) と、ユーザ装置と、を有するシステムの動作方法において、

サービスプロバイダ (SP) にアクセスすることを求めるユーザの要求によって、ユーザ装置とネットワークプロバイダ (NP) との間にコネクションを確立し、

ネットワークプロバイダ (NP) の要求に応じて、ユーザのアイデンティティプロバイダ (IdP) がユーザ装置を認証し、

サービスプロバイダ (SP) または第三者がアクセス料金の支払側であるという情報をネットワークプロバイダ (NP) に与えるように、アイデンティティプロバイダ (IdP) からネットワークプロバイダ (NP) へデータを送信し、

ネットワークプロバイダ (NP) が、ネットワークプロバイダ (NP) 経由でサービスプロバイダ (SP) へのネットワークアクセスをユーザ装置に提供する

ことを特徴とする、前記システムの動作方法。

## 【請求項 2】

ネットワークプロバイダ (NP) が支払側にアクセス料金を課金することをさらに含むことを特徴とする請求項 1 に記載の方法。

## 【請求項 3】

ネットワークプロバイダ (NP) が課金情報を含むオブレーション情報を生成することをさらに含むことを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の方法。

10

20

## 【請求項 4】

オブリゲーション情報を生成するポリシー決定技術が、XACML技術であることを特徴とする請求項 3 に記載の方法。

## 【請求項 5】

アイデンティティプロバイダ ( I d P ) が、サービスプロバイダ ( S P ) であることを特徴とする請求項 1 ないし 4 のいずれか 1 項に記載の方法。

## 【請求項 6】

認証ステップ中に、ネットワークプロバイダ ( N P ) が、ユーザ装置に対して、自己のアイデンティティプロバイダ ( I d P ) を指定するよう要求することを特徴とする請求項 1 ないし 5 のいずれか 1 項に記載の方法。

10

## 【請求項 7】

ネットワークプロバイダ ( N P ) は、ユーザ装置が自己のアイデンティティプロバイダ ( I d P ) を指定できるページへユーザ装置をリダイレクトすることを特徴とする請求項 1 ないし 6 のいずれか 1 項に記載の方法。

## 【請求項 8】

ユーザ装置が、アイデンティティプロバイダ ( I d P ) に対して認証を行うことを特徴とする請求項 1 ないし 7 のいずれか 1 項に記載の方法。

## 【請求項 9】

アイデンティティプロバイダ ( I d P ) からネットワークプロバイダ ( N P ) へ送信されるデータが、ネットワークプロバイダ ( N P ) によって作成されたコンテキスト、ユーザのポリシー、および/または、アクセスされるサービスプロバイダ ( S P ) のアイデンティティに基づくことを特徴とする請求項 1 ないし 8 のいずれか 1 項に記載の方法。

20

## 【請求項 10】

ネットワークプロバイダ ( N P ) とアイデンティティプロバイダ ( I d P ) が、支払側を選択するためにネゴシエーションを行うことを特徴とする請求項 1 ないし 9 のいずれか 1 項に記載の方法。

## 【請求項 11】

支払側が、コンテキストおよび/またはユーザポリシーに基づいて選択されることを特徴とする請求項 10 に記載の方法。

## 【請求項 12】

アイデンティティプロバイダ ( I d P ) が、認証の後、ネットワークプロバイダ ( N P ) へユーザ装置をリダイレクトすることを特徴とする請求項 1 ないし 11 のいずれか 1 項に記載の方法。

30

## 【請求項 13】

ネットワークプロバイダ ( N P ) が、ポリシー施行ポイント ( P E P ) として作用して、ポリシー決定要求を生成し、アイデンティティプロバイダ ( I d P ) にコンタクトし、アイデンティティプロバイダ ( I d P ) が、ポリシー決定ポイント ( P D P ) として作用することを特徴とする請求項 1 ないし 12 のいずれか 1 項に記載の方法。

## 【請求項 14】

ネットワークプロバイダ ( N P ) が、課金オブリゲーション情報またはアイデンティティプロバイダ ( I d P ) によって提供された情報について、支払側との間でネゴシエーションおよび/または確認を行うことを特徴とする請求項 1 ないし 13 のいずれか 1 項に記載の方法。

40

## 【請求項 15】

ネゴシエーションおよび/または確認ステップ中に、支払および/またはサービスアクセスオプションが微調整されることを特徴とする請求項 14 に記載の方法。

## 【請求項 16】

ネットワークプロバイダ ( N P ) および支払側またはサービスプロバイダ ( S P ) が両者とも、P3Pポリシーに関してサービスプロビジョニングのエッジを提供することを特徴とする請求項 1 ないし 15 のいずれか 1 項に記載の方法。

50

## 【請求項 17】

P3Pポリシーが、サービス水準パラメータの決定および/またはアクセス条件のネゴシエーションのために使用されることを特徴とする請求項 16 に記載の方法。

## 【請求項 18】

支払側またはサービスプロバイダ (SP) のアクティビティがフィルタおよび課金情報に集中し、ネットワークプロバイダ (NP) のアクティビティは支払に集中することを特徴とする請求項 1 ないし 17 のいずれか 1 項に記載の方法。

## 【請求項 19】

ユーザに関する他の個人情報をネットワークプロバイダ (NP) および/またはサービスプロバイダ (SP) に提供することにより、パーソナライズ機能を向上させ、および/または、サービスプロバイダ (SP) またはネットワークプロバイダ (NP) によって要求される情報を提供することを特徴とする請求項 1 ないし 18 のいずれか 1 項に記載の方法。

10

## 【請求項 20】

ネットワークプロバイダ (NP) が、ネットワークアクセスのための WLAN を提供することを特徴とする請求項 1 ないし 19 のいずれか 1 項に記載の方法。

## 【請求項 21】

ネットワークプロバイダ (NP) と、サービスプロバイダ (SP) と、ユーザ装置と、ユーザのアイデンティティプロバイダ (IdP) と、を有し、

前記サービスプロバイダ (SP) にアクセスすることを求めるユーザの要求によって、前記ユーザ装置と前記ネットワークプロバイダ (NP) との間にコネクションを確立し、

20

前記ネットワークプロバイダ (NP) の要求に応じて、前記アイデンティティプロバイダ (IdP) が前記ユーザ装置を認証し、

前記サービスプロバイダ (SP) または第三者がアクセス料金の支払側であるという情報を前記ネットワークプロバイダ (NP) に与えるように、前記アイデンティティプロバイダ (IdP) から前記ネットワークプロバイダ (NP) ヘデータを送信し、

前記ネットワークプロバイダ (NP) が、前記ネットワークプロバイダ (NP) 経由で前記サービスプロバイダ (SP) へのアクセスを前記ユーザ装置に提供することを特徴とするシステム。

## 【発明の詳細な説明】

30

## 【技術分野】

## 【0001】

本発明は、請求項 1 に記載のネットワークプロバイダ (NP) 経由でサービスプロバイダ (SP) へのネットワークアクセスをユーザに提供するプロセスに関する。

## 【背景技術】

## 【0002】

現在、ネットワークアクセスは、それ自体がサービスとして扱われている。サービスプロバイダ (SP) にアクセスするために、ユーザは、ネットワークプロバイダ (NP) との間でセッションを確立し、十分な情報、あるいは、アクセスに課金するために必要な課金データを提供する必要がある。特許文献 1 は、現在の配備において実行される課金を示している。例えば、現在の WiFi ホットスポット配備では、このセッションは、NP に対する認証を通じて確立される。この確立は通常、ユーザが最初に外部ウェブページにアクセスしようとするときにユーザに提示されるポータルを通じて行われる。NP は、ユーザに課金するために必要な課金情報も維持管理する。この情報は、ユーザの最初のアクセス中にアカウントが作成されたときに提供されたデータである。この課金情報は、ユーザと NP との間の既存の契約のサブスクリプション情報であっても (例えばオペレータモデル)、クレジットカード番号や口座番号のような課金のためのバンキング情報であってもよい。

40

## 【0003】

ユーザがホットスポットにアクセスするのは、複数のサービスを利用するため (これは

50

通常のインターネットモデルとして記述可能である)の場合もあれば、企業VPNへのアクセス、オンラインチェックインの実行、道順/地図の検索、書籍の購入、電子メールのチェック等のような単一のサービスを目的とする場合もある。本研究が対象とするのは後者、すなわち、単一のサービスにアクセスする場合である。従来の配備はインターネットモデルに有利である。この場合、ユーザは、アカウントの作成や課金情報の提供を主要な負担とはみなさない。しかし、この手順は、ユーザが単一のサービスにアクセスする場合には、特に次のことを考慮すると、実際的でない。すなわち、ユーザが単一のサービスにアクセスする際には、移動中、旅行中、および、スマートフォンのような限定的なインターネットデバイスを使用中であることが非常に多い。

#### 【0004】

10

いま述べた現在の傾向においては、ユーザは、新規電子メールや地図サービスでの道順のチェック、近所のレストランの検索、あるいは単に自動的なコンテキスト更新(すなわち、「私はいま街にいます」)のように非常にノマディックな形で、少量のデータのために各サービスにコンタクトする。これらの場合、ホットスポットサービスを使用すると、ユーザは、ネットワークプロバイダおよび目的のサービスプロバイダに対する認証のために、個人情報と2度提供することを要求されることになる。さらに、ユーザは、例えば自分のクレジットカード番号のようなデリケートな個人情報を、潜在的に未知の当事者の可能性のあるNPと共有しなければならない。これらの点は両方とも、ユーザにとって共通の欠点であり、ユーザは、サービスプロバイダにコンタクトすることを控えがちとなる。

#### 【0005】

20

したがって、本発明の技術的背景は次のようにまとめることができる。

##### ・最近の傾向：

- アクセス設定の負担からユーザを解放する
- シンプルさを保つ：1つのボタンを押せばサービスが得られる
- 多くのサービスを組み合わせて自分のサービスを作る
- 一部のサービスは散発的であり、本質的に非常に特殊である
- ・例：「近所のレストランを検索」、「街まで道案内」、「映画の券を予約」

##### ・現実：

- ユーザは依然として自分でアクセスする必要がある
  - ・ 複雑なホットスポットのアクセス手順
  - ・ 広帯域/低遅延サービス需要に適さない常時接続UMTS
- サービス集約のためにはプロバイダ間の合意が要求されることが多いが、そのような合意は利用可能でないことが多い
  - ユーザは、アクセスしたいサービスとは無関係に、インターネットへの汎用接続を確立する

30

#### 【0006】

特許文献2には、通信サービスのためのポリシーベースの課金方法および装置が開示されている。この文献は、測定されたサービス品質水準および所定のSLAに基づいて、通話に課金する方法を記載している。

#### 【0007】

40

特許文献3は、電話ネットワークにおいて使用するための統合課金システムおよび方法を示している。この文献は、通話、ボイスメール等のような複数のサービスに関する課金が、共通のユーザ課金に集約される方法を記載している。

#### 【0008】

特許文献4は、無線通信デバイスに対するサービスを認証する方法および装置を示している。この文献が特に対象としているのは、ローカルなコンテキスト(この場合には、使用されている実際のホットスポット)がリモートエンティティの決定における変数となる方法である。

#### 【0009】

特許文献5は、無線LANサービス経由の企業アクセスに対する二重認証を除去する方

50

法および装置を示している。この方法によれば、ユーザの企業固有のクレデンシャルを用いて、単一の認証が実行可能となる。しかし、この方法は、企業VPNサーバへの制限されたアクセスを提供するために、ネットワークプロバイダと企業との間で合意を行う必要がある。

【0010】

特許文献6は、無線ホットスポットへのアクセスを可能にし制御することを記載している。これに関して、従来の認証は、無線ユーザとネットワークプロバイダとの間で個人データが交換されることを要求する。

【先行技術文献】

【特許文献】

10

【0011】

【特許文献1】米国特許第6862444B2号明細書

【特許文献2】米国特許第6721554B2号明細書

【特許文献3】米国特許第6266401B1号明細書

【特許文献4】米国特許出願公開第2004/0152447A1号明細書

【特許文献5】米国特許出願公開第2005/0210288A1号明細書

【特許文献6】米国特許出願公開第2004/0203602A1号明細書

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0012】

20

本発明の目的は、ネットワークアクセスを提供するプロセスにおいて、単一のサービスを対象としてネットワークにアクセスするために使用可能なシンプルなネットワークアクセスプロセスを提供するような改良およびさらなる展開を行うことである。

【課題を解決するための手段】

【0013】

本発明によれば、上記の目的は、請求項1の構成を備えた方法によって達成される。この請求項に記載の通り、本プロセスは、以下のことを特徴とする。すなわち、

サービスプロバイダ(SP)にアクセスすることを求めるユーザの要求によって、ユーザとネットワークプロバイダ(NP)との間にコネクションを確立し、

ネットワークプロバイダ(NP)の要求に応じて、ユーザのアイデンティティプロバイダ(IdP)がユーザを認証し、

30

サービスプロバイダ(SP)または第三者がアクセス料金の支払側であるという情報をネットワークプロバイダ(NP)に与えるように、アイデンティティプロバイダ(IdP)からネットワークプロバイダ(NP)へデータを送信し、

ネットワークプロバイダ(NP)が、ネットワークプロバイダ(NP)経由でサービスプロバイダ(SP)へのアクセスをユーザに提供する。

【0014】

本発明によって認識されたこととして、非常にシンプルなネットワークアクセスプロセスにより、ネットワークプロバイダが、ユーザのアイデンティティプロバイダによって設定された第三者にアクセス料金を課金することを可能にするメカニズムが実現される。本発明は、サービスプロバイダまたは第三者が、その一部または全部の顧客のアクセス料金を負担することができるという特徴を備え、ユーザが直面する利用可能性の負担を低減することにより、ビジネスを拡大し、既存のネットワークプロバイダに対する新規な収益源を作り出す。サービスプロバイダまたは第三者がアクセス料金の支払側であることにより、ユーザはネットワークプロバイダの契約者である必要がないので、ネットワークアクセスは非常にシンプルになる。

40

【0015】

好ましくは、前記プロセスは、ネットワークプロバイダ(NP)が支払側にアクセス料金を課金することをさらに含む。この場合、前記プロセスは、ネットワークプロバイダ(NP)が課金情報を含むオブリゲーション(obligation)を生成することを含んでもよい

50

。好ましくは、オブリゲーションを生成するポリシー決定技術はXACML技術である。いずれの場合でも、通常の利用可能性障壁が低減され、ユーザは、ネットワークプロバイダに直接に個人データを提供しないので、ネットワークにアクセスする際の懸念が少なくなる。

【0016】

非常にシンプルな場合、アイデンティティプロバイダ(I d P)はサービスプロバイダ(S P)であってもよい。

【0017】

有利な態様として、認証ステップ中に、ネットワークプロバイダ(N P)が、ユーザに対して、自己のアイデンティティプロバイダ(I d P)を指定するよう要求する。この場合、ネットワークプロバイダ(N P)は、ユーザが自己のアイデンティティプロバイダ(I d P)を指定できるページへユーザをリダイレクトしてもよい。このステップ中に、ユーザは、アイデンティティプロバイダ(I d P)に対して認証を行う。

10

【0018】

好ましくは、アイデンティティプロバイダ(I d P)からネットワークプロバイダ(N P)へ送信されるデータは、ネットワークプロバイダ(N P)によって作成されたコンテキスト、ユーザのポリシー、および/または、アクセスされるサービスプロバイダ(S P)のアイデンティティに基づく。支払側を選択するため、ネットワークプロバイダ(N P)とアイデンティティプロバイダ(I d P)は、コンテキスト、ユーザのポリシー、および/または、アクセスされるサービスプロバイダ(S P)のアイデンティティを考慮してネゴシエーションをしてもよい。すなわち、支払側は、コンテキストおよび/またはユーザのポリシーに基づいて選択されてもよい。

20

【0019】

認証ステップの後、アイデンティティプロバイダ(I d P)は、好ましくは、ネットワークプロバイダ(N P)へユーザをリダイレクトする。

【0020】

サービスアクセスのためのアクセス制御に関して、好ましくは、ネットワークプロバイダ(N P)は、ポリシー施行ポイント(Policy Enforcement Point, P E P)として作用して、ポリシー決定要求を生成し、アイデンティティプロバイダ(I d P)にコンタクトする。アイデンティティプロバイダ(I d P)はポリシー決定ポイント(Policy Decision Point, P D P)として作用することになる。この要求は、P D Pが決定に到達することを可能にするコンテキスト情報を含んでもよい。

30

【0021】

有利な態様として、ネットワークプロバイダ(N P)は、課金オブリゲーションまたはアイデンティティプロバイダ(I d P)によって提供された情報について、支払側との間でネゴシエーションおよび/または確認を行う。前記ネゴシエーションおよび/または確認ステップ中に、支払および/またはサービスアクセスオプションを微調整してもよい。このステップは、支払側およびネットワークプロバイダ(N P)に非常に強く依存するので、どのようにそれを実現するかについては多くの相異なる可能性がある。

【0022】

効率的な条件ネゴシエーションに関して、ネットワークプロバイダ(N P)および支払側またはサービスプロバイダ(S P)は両者とも、P3Pポリシーに関してサービスプロビジョニングの境界を提供する。このようなポリシーは通常、ユーザデータをどのように処理するかを伝えるために使用されるが、その使用は、サービス水準パラメータを決定するために拡張できる。P3Pを選択するもう1つの理由として、このポリシーは公開を意図しているので、ネットワークプロバイダ(N P)およびサービスプロバイダ(S P)の不正も抑制することがある。すなわち、P3Pポリシーは、サービス水準パラメータの決定および/またはアクセス条件のネゴシエーションのために使用可能である。

40

【0023】

また、効率的でシンプルなネットワークアクセスに関して、支払側またはサービスプロ

50

バイダ（SP）はフィルタおよび課金情報に集中し、ネットワークプロバイダ（NP）は支払に集中してもよい。フィルタおよび課金情報、ならびに支払への集中の程度は、アプリケーションによって異なる。

【0024】

また、ユーザに関する他の個人情報をネットワークプロバイダ（NP）および/またはサービスプロバイダ（SP）に提供することにより、パーソナライズ機能を向上させ、および/または、サービスプロバイダ（SP）またはネットワークプロバイダ（NP）によって要求される情報を提供してもよい。

【0025】

非常にシンプルなネットワークアクセスに関して、ネットワークプロバイダ（NP）が、ネットワークアクセスのためのWLANを提供してもよい。

【0026】

本発明は、ネットワークプロバイダ（NP）が、ユーザのアイデンティティプロバイダ（IDP）によって設定された第三者にアクセス料金を課金することを可能にするメカニズムを提供する。この決定は、コンテキストおよびユーザポリシーに基づいて実行される可能性もあるが、ほとんどの場合、サービスプロバイダ（SP）自身が、コストを負担する当事者となると予想される。この能力は、アイデンティティ管理プロトコルによるネットワークプロバイダとアイデンティティプロバイダとの間のインタラクションを拡張することによって利用可能となる。これにより、アイデンティティブローカ（Identity Broker, IDB）が課金オブリゲーションを設定することが可能となる。この課金オブリゲーションは、ネットワークプロバイダがサービスプロバイダとの間でさらにネゴシエーションおよび確認をして、最終的にネットワークアクセスに課金するために使用する。原理的には、これらのメカニズムは、ユーザに関する他の情報をNPやSPに提供するためにも使用可能であり、それにより、パーソナライズ機能の向上、SPまたはNPによって要求されるコンテキスト情報の提供等が行われる。

【0027】

本発明の好ましい側面は以下の通りである。

- ・ネットワークプロバイダは、ユーザ認証中のサービスアクセスに関してサービスプロバイダに課金できる
- ・ユーザは、アクセス制御プロトコルに対するプライバシーポリシーを選択できる
- ・ネットワークプロバイダおよびサービスプロバイダは、アイデンティティ管理システムとは独立に、ネットワークアクセスに対する条件のネゴシエーションをすることができる
- ・新しいビジネスモデルに基づく

【0028】

本研究は、ユーザが既に、アクセスしているサービスプロバイダ（航空会社グループ、オンラインショップ等）の顧客である場合がほとんどである、ということを考えている。この場合、ユーザエクスペリエンスを向上させるために、サービスプロバイダ自身が、通常は自己のサービスへの付加価値として、ユーザに代わってアクセス料金を負担する機会が多く、またビジネスの観点からはそれが望ましい。これは、アクセスされるサービスに関して統一的な表示をユーザに提示することによって、サービスプロバイダに営業上の強みを与える。すなわち、ネットワークプロバイダとのコネクションを確立してからサービスにアクセスするという手順の代わりに、ユーザは、サービスに「直接に」アクセスすることで、サービスがどこでも利用可能であるという意識を生み出す。これは、サービスプロバイダおよびネットワークプロバイダの双方にとって有効に作用する。というのは、通常の利用可能性障壁が低減され、ユーザは、NPに直接に個人データを提供しないので、ネットワークにアクセスする際の懸念が少なくなるからである。

【0029】

本発明を好適な態様で実施するにはいくつもの可能性がある。このためには、一方で請求項1に従属する諸請求項を参照しつつ、他方で図面により例示された本発明の好ましい

10

20

30

40

50

実施形態についての以下の説明を参照されたい。図面を用いて本発明の好ましい実施形態を説明する際には、本発明の教示による好ましい実施形態一般およびその変形例について説明する。

【図面の簡単な説明】

【0030】

【図1】アイデンティティプロバイダに対する認証後、課金情報を取得し、最後にサービスプロバイダにアクセスするという従来のネットワークアクセスを例示する図である。

【図2】アイデンティティプロバイダがコンテキストから課金当事者としての第三者を設定することが可能な、サービス結合課金の設定を例示する図である。

【図3】本発明の一実施形態によるネットワークアクセス提供プロセスを例示する図である。 10

【図4】本発明の一実施形態によるプロセスの要部を例示する図である。

【図5】本発明の一実施形態によるプロセスの要部を例示する図である。

【図6】本発明の一実施形態によるプロセスの要部を例示する図である。

【図7】本発明の一実施形態による基本プロセスを例示する図である。

【図8】本発明の一実施形態による、より詳細なプロセスを例示する図である。

【図9】本発明の別の実施形態を例示する図である。

【発明を実施するための形態】

【0031】

図1は、アイデンティティプロバイダ ( I d P ) に対する認証後、課金情報を取得し、最後にサービスプロバイダ ( S P ) にアクセスするという従来のネットワークアクセスを例示する図である。 20

【0032】

図1において、ホットスポットで提供されるような従来のネットワークアクセスに対する1つのありふれた拡張として、次のようなものが考えられる。ネットワークへのユーザの最初のアタッチメントの一部として、ユーザは、アイデンティティプロバイダに対して認証を行うことにより、ネットワークプロバイダ ( N P ) は、アクセスに課金するための十分な課金情報を取得できる。この情報は、ユーザがネットワークプロバイダに対する有効なサブスクリプションを有するかどうかであってもよいし、ネットワークプロバイダがユーザに課金するために使用可能なバンキング情報 ( クレジットカード番号、銀行口座等 ) であってもよい。このモデルは、ネットワークにアクセスするユーザの意図に基づいており、この意図は、サービスへのアクセスによって決まる。 30

【0033】

このモデルでは、ユーザは、N P との間で追加的なトランザクション ( 例えば契約の締結 ) を実行しなければならない。すなわち、このトランザクションに要求される個人情報とは別に、ユーザは、課金のために自己のバンキングの詳細 ( クレジットカード番号 ) も N P に提示する必要があるが生じる。

【0034】

図2は、アイデンティティプロバイダがコンテキストから課金当事者としての第三者を設定することが可能な、サービス結合課金の設定を例示している。 40

【0035】

本発明は、次の2つの点で、従来型のアクセスを拡張するものである。

- ・ユーザのアクションのコンテキストを保存する。もとの意図 ( サービスプロバイダにアクセスする ) が、ポリシー作成プロセスに挿入される。また、位置のような追加的コンテキスト情報が N P によって追加されてもよい。N P のアイデンティティは既に、N P と I d P との間の通信から導出されている。

- ・アイデンティティプロバイダから課金情報を取得してユーザに直接に課金する代わりに、ネットワークプロバイダが、課金情報を含むオブレーションを生成する。

【0036】

アイデンティティプロバイダ I d P へのこの問合せにより、I d P は、N P によって作 50



成されたコンテキスト、ユーザのポリシー、アクセスされるサービスプロバイダのアイデンティティ等に基づいて課金情報を提供できる。

【 0 0 3 7 】

N P がここで規定されるメカニズムをすべてサポートするとは限らない段階的な配備ストラテジをサポートするためには、I d P が N P の能力を推論するようにしてもよい。この場合、N P が第三者への課金の委任をサポートするかどうかを推論してもよい。

【 0 0 3 8 】

N P がこの能力をサポートしない場合には、N P と S P との間の仲介（ブローカー）を提供する新しい機能を導入することによって、このモデルは依然として配備することが可能である。このようなブローカーを規定することは本明細書の目的ではないが、原理的には、このブローカーは、課金限度に関する情報を S P から取得できる。この情報は、金額や期間のように単純であっても、（利用パターンに基づいて）より複雑であってもよく、N P に対して、クレジットカード番号のような、課金に必要なバンキング情報を提供する。

【 0 0 3 9 】

他方、完全に準拠した N P は、アクセスに対して課金すべき当事者のアイデンティティと、この情報に関するユーザ制限とを受信できる。可能性の 1 つとして、課金情報は、最大のデータ総量や期限のような所定の適用有効性を有し、ユーザ自身が、不正なアプリケーションや類似の状況を低減するように、各アクセスをどのくらい利用するかを制限をしたい場合もある。課金・請求メカニズムは、ユーザのアイデンティティを N P から保護するためのプライバシープロトコルで強化されることも可能である。

【 0 0 4 0 】

アイデンティティ管理フレームワークを通じて、N P は、課金当事者（ほとんどの場合には、アクセスされる S P ）との間にコネクションを確立でき、それにより、I d P によって提供された情報の確認および/またはネゴシエーションを行う。

【 0 0 4 1 】

このコンセプトは、一般化されたローミングサポートを提供するためにさらに拡張できる。ここで、アクセスされるサービスプロバイダ（S P）は、ユーザのホームネットワークプロバイダ（Home Network Provider, H N P）である。この場合、H N P は、在圏ネットワークプロバイダ（Visited Network Provider）とともに課金を負担してから、従来のローミングで行われるのと同様に、ユーザに課金することになる。しかし、このコンセプトを採用すると、高度に動的なローミングフェデレーションが生じ得る。その場合、在圏ネットワークプロバイダとホームネットワークプロバイダの間にはあらかじめ締結した合意が存在しない。その能力は、本明細書で提示される一般的な条件ネゴシエーションに委ねられる。

【 0 0 4 2 】

このコンセプトをサポートする 4 つの使用事例を以下に提示する。

【 0 0 4 3 】

オンラインチェックイン（マイレージサービス会員（Frequent flyer））

ジョン・ドウ氏は、外国に滞在していて、地元の喫茶店で朝食をとっている。彼にとって運がよいことに、地域電話会社が W i F i ホットスポットサービスを提供している。帰りのフライトが午後にあるので、この際、この機会を利用して、オンラインチェックインを行う。旅行に利用した航空会社グループのマイレージサービスの会員なので、そのクレデンシャルを用いて認証を行う。マイレージサービス会員であることの利益の 1 つとして、フライト時刻を取得しオンラインチェックインを行うためのネットワークアクセスの支払が挙げられる。そこで、航空会社の I d P は、クレデンシャルと、その航空会社を 支払側 とする課金オペレーションとをネットワークプロバイダに提供する。ユーザは、自分の携帯電話を用いて、オンラインチェックインを完了することができる。

【 0 0 4 4 】

企業 V P N アクセス

10

20

30

40

50

企業は、従業員のために企業VPNサービスにアクセス料金を支払う機能を提供する場合がある。同じメカニズムを用いて、ユーザは、企業のIDPに対して認証を行う。その場合、IDPは、ユーザがVPNへの接続を確立する際に、必要なクレデンシャルおよび課金オプションをネットワークプロバイダに提供する。このメカニズムは、モバイル端末が強力なデジタルアイデンティティ（例えばTPMによるもの）を有する場合には、さらに拡張できる。その場合、このサービスは、企業のハードウェアの認証を通じて利用することも可能である。

【0045】

Amazon（登録商標）、オンラインショッピング

売上高を向上させるため、Amazon（登録商標）は、顧客がある一定額の購入をする際に、ネットワークアクセス費用の負担を申し出ることによって、インターネットアクセスを拡大することが可能である。さらに、従来の顧客に対しては、顧客の購入履歴に基づいて、ユーザがストアを閲覧するために使用可能な一定の時間を提供してもよい。この提供は、時間等に基づいて、アクセス料金をAmazon（登録商標）が負担しない場合にはユーザが負担するように制限される。この配備は、ネットワークプロバイダとサービスプロバイダ（Amazon（登録商標））との間での動的なネゴシエーションを利用して、ユーザプロファイルに基づいて最大の継続時間およびコストを設定する。認証およびネゴシエーションの標準的手段を使用し、Amazon（登録商標）をアイデンティティプロバイダとして使用し、Amazon（登録商標）の「Flexible Payments Service」のようなAmazon（登録商標）自身のウェブサービスを追加することによって、現在の技術を用いた配備が可能となる。

【0046】

Netflix（登録商標）、オンデマンドビデオサービス

Netflix（登録商標）によれば、ユーザは、映画や、お気に入りのTV番組の最新の回をレンタルし、自分の装置にコンテンツをストリーミングすることにより、自宅などNetflix（登録商標）アカウントにアクセスできる場所なら好きなところでそのビデオを見ることができる。しかし、高い帯域幅要求のため、このサービスはUMTSのようなモバイルネットワークには適していない。その理由には、技術的理由（メディアの特性）と経済的理由（定額制が利用可能でない場合）の両方がある。同時に、ユーザがかなりの時間を過ごすホテル（ホテルの部屋を含む）、空港、駅、喫茶店等のレジャーエリアにはホットスポットが特に普及している。このようなサービスにアクセスするには、ユーザは、通常であれば、Netflix（登録商標）契約に加えて、ホットスポットアクセスのための高額な料金を支払わなければならない。この使用事例では、ユーザ、例えば顧客との会議に向かう出張中で疲れたビジネスマンは、ホテルのバーでお気に入りの連続ドラマを確認したり、自室で寝る前に映画を見たりすることができる。これはすべて、彼のNetflix（登録商標）契約の一部である。彼は、どのホットスポットに接続しても、そのホットスポットで複雑で高価な契約に煩わされずにコンテンツにアクセスできる。また、インタフェースは彼のためにパーソナライズされているので、ホットスポットや場所に関係なく、インタフェースは、SPによって提供される慣れているインタフェースである。Netflix（登録商標）は、バックグラウンドで、前の使用事例と同様にNPへのトランスポートコストを負担し、より包括的な一連の契約クラスをユーザに提供する。

【0047】

図3は、ネットワークプロバイダ（NP）経由でサービスプロバイダ（SP）へのネットワークアクセスをユーザに提供するプロセスの一実施形態を例示している。本具体例では、一般性を失うことなく、マイレージサービス会員の使用事例に注目することにする。なお、本具体例は、httpサーバを通じて利用可能なウェブサービスにアクセスするために通常のWiFiホットスポットを使用する場合である。

【0048】

サービスアクセスに関する手順を、認証、アクセス制御、および条件ネゴシエーション

という3つの異なる部分に分けることができる。

【0049】

ユーザの端末は使用可能状態であり、ネットワークアクセスが公衆ホットスポットを用いて設定されている（これは、端末のサポートソフトウェアによって自動的に行われているとしてもよい）と仮定する。アイデンティティプロバイダをも利用した、より複雑な発見メカニズムもまた、このセットアップ段階の一部であってもよい。

【0050】

(1) ユーザが <http://airline.com> にアクセスを試みる

ユーザは、ブラウザを開き、航空会社のウェブサイト（本具体例では、<http://airline.com>）を開こうと試みる。サービスとの間にHTTPコネクションが確立される。しかし、ホットスポットは透過型プロキシを使用しており、HTTPコネクションはすべて、ゲートウェイにおけるポリシールールによって、このプロキシにリダイレクトされる。このプロセスは、従来のホットスポット技術と同様である。

【0051】

(2) 認証が要求される

ユーザは現在認証されていないので、プロキシは、ユーザが自分のアイデンティティプロバイダを指定できるページへユーザをリダイレクトする。ここで、ホットスポットゲートウェイは、ユーザごとに、そのユーザのセッションに基づいて、ユーザが認証済みか否かを確認できると仮定する。NPのページで、ユーザは、自分の航空会社/マイレージサービスのアイデンティティプロバイダを指定する。その後、ユーザは、マイレージサービスのログインページへリダイレクトされる。

【0052】

別法として、ユーザは、自分のマイレージサービス会員アイデンティティについて知っている第三者アイデンティティプロバイダを指定してもよい。

【0053】

(3) 認証およびプライバシーオプション選択

ユーザは、アイデンティティプロバイダで自己の認証クレデンシャルを入力し、追加のプライバシーオプションがあれば指定する。これらは、条件ネゴシエーションがアイデンティティプロバイダによって行われるかネットワークプロバイダによって行われるを含めて、ネットワークプロバイダがアクセス可能な情報の量を制限するために使用可能である。本具体例では、ユーザは、追加のプライバシーオプションを指定していない。

【0054】

(4) アクセス制御

ユーザを識別する認証コンテキストを取得した後、プロキシは、ユーザのIDPに情報を問い合わせることができる。プロキシは、自分自身によって施行されるポリシーを設定するために、IDPに問合せを行う。この問合せにおいて、ネットワークプロバイダが最初のコンテキストを提供する。このコンテキストは、サービス（いまの場合はHTTP）およびユーザが到達しようとしたURLを含む。IDPからのPDP（ポリシー決定ポイント）応答として取得される情報は、オブリゲーション情報を含む。この情報により、プロキシは、支払人と、アクセス権限への制約（例えば、当該マイレージサービスドメインへの通信のみが許可される）とを確認できる。このネットワークアクセスに対する支払人を確認するため、アイデンティティプロバイダは以下のステップに従う。

【0055】

・ユーザがアクセスしているURLが、マイレージサービスの範囲内のURLであるか確認する。

・ネットワークプロバイダのアイデンティティで既知の信頼チェーンをチェックする。ユーザと全く同様に、航空会社は、ネットワークプロバイダが信頼でき、ユーザのデータに対する正当なハンドラであることを確かめなければならない。

【0056】

これら2つのステップがIDPによって正しく処理されると、IDPは、航空会社財務

10

20

30

40

50

部のアイデンティティをこの通信の支払側として、そのアイデンティティをネットワークプロバイダに应答する。

【 0 0 5 7 】

( 5 ) ポリシー決定チェック

应答を受信すると、ネットワークプロバイダは自ら、その情報が、現在設定されているポリシーと、および設定されている信頼水準と両立可能か（特に、このトランザクションの支払側を信頼してもよいかどうか）を確認する。ネットワークプロバイダは、航空会社財務部のアイデンティティを支払側として読み出し、合意のある主要なクレジット会社によって支持されていることを確認する（なお、ネットワークプロバイダの財務部自体が相手方と合意を有していてもよいが、課金プロセスを支える信用は、本明細書に記載される手順にとって本質的ではない）。

10

【 0 0 5 8 】

( 6 ) 条件ネゴシエーション

次にネットワークプロバイダは、予想される料金を航空会社財務部に通知する。その後、支払額および支払時期について合意するために両者によるネゴシエーションが行われる。ここで、両者間における条件の事前設定等、サービスプロバイダにとって課金処理簡略化およびコスト低減となるいくつかの可能性がある。また、このネゴシエーションおよび課金は、第三者課金プロカーを通じて行うことが可能であるとも考えられる。このプロカーは、さまざまな国のコストや通貨等に関する情報を維持管理する。SPによって提供される（いまの場合は、航空会社の財務部によって仲介される）应答の一部は、通信の限度および可能な最大時間、最大データ量、および最高支払額を含むとよい。

20

【 0 0 5 9 】

( 7 ) サービスアクセス

最後に、ユーザは、航空会社のウェブサイトアクセスすることができる。

【 0 0 6 0 】

例示した実施形態をより良く理解するため、以下に各ステップを再度まとめる。

( 1 ) サービスへのアクセスおよびハイジャック

ユーザがSPに接続し、httpはハイジャックされる（ホットスポットと同様）。

( 2 ) アイデンティティプロバイダの認証

ユーザは認証のためにIDPへリダイレクトされる。

30

( 3 ) サービスアクセスのためのアクセス制御

トランスポートまたはネットワークプロバイダがIDPとの間でアクセス条件を確認する。

( 3 a ) 任意：条件ネゴシエーション

トランスポートまたはネットワークプロバイダがSPとの間で課金オプションを確認し、アクセス条件を微調整する。

( 4 ) サービスへのアクセス、およびアクセス確認

任意：SPは、ユーザがNPのサービスアクセス条件下でサービスにアクセスしたことがあるかどうかをチェックすることができる。

【 0 0 6 1 】

以下、本発明によるプロセスの一実施形態をさらに詳細に説明する。

40

【 0 0 6 2 】

1 ) サービスへのアクセスおよびハイジャック

このステップで用いられる技術は周知である。まず、多くのホットスポットで行われているのと同様に、透過型プロキシを用いてhttpコネクションをハイジャックする。すると、ユーザにはホットスポットのウェブページが提示される。ユーザが自己のIDP情報を提示するか、またはそれが自動的に取得されて、ユーザはIDPへリダイレクトされる。

【 0 0 6 3 】

2 ) アイデンティティプロバイダの認証

50

このステップにおいても、技術は周知である。I d P は、ユーザのみが有する情報、例えば、ログインおよびパスワードを要求することによって、または S I M カード認証によって、ユーザの真正性を調べる。

【 0 0 6 4 】

### 3) サービスアクセスのためのアクセス制御

ユーザの I d P を知ると、N P は、アクセスについて問い合わせることができる。N P は、P E P (ポリシー施行ポイント)として作用して、ポリシー決定要求を生成し、I d P にコンタクトする。I d P は P D P として作用することになる (アクセス制御フレームワークの一例として、O A S I S X A C M L (<http://www.oasis-open.org/committees/xacml/> で入手可能)を参照)。この要求は、P D P が決定に到達することを可能にする  
10  
コンテキスト情報を含む。また、I d P は、ステップ 2) で取得されるアサーションのような、N P がユーザを有することの証明を施行してもよい。要求を処理した後、I d P は、以下で説明するようなオブリゲーションを含むポリシー決定を提供する。このオブリゲーションは、支払およびプロトコルのネゴシエーション段階に関する情報を含んでもよい。N P がこの要求におけるすべての情報に満足した場合、ステップ 4) は省略できる。

【 0 0 6 5 】

上記の例のオブリゲーションは、I d P からの応答の一部であるが、ネゴシエーション段階がどのようにして始まり得るかに関する情報 (これは、ユーザおよび S P エンドポイントを指定するために使用できる)、支払に関する情報 (ここでは、S P が支払ってもよい金額) (1 回払い、料率、価額、課金情報)、およびその料率でサービスに対して施行  
20  
されることになる制約、を含む。

【 0 0 6 6 】

このオブリゲーションの例は、読みやすくするために簡略化しており、スキーマ定義を通らないであろう。属性のデータ値はシリアライズしなければならない。

【 0 0 6 7 】

### 4) 条件ネゴシエーション

このステップは、S P および N P に非常に強く依存するので、どのようにそれを実現するかについては多くの相異なる可能性がある。

【 0 0 6 8 】

このステップでは、S P および N P の両者が、支払およびサービスアクセスオプション  
30  
を微調整できる。前項で指定された属性のすべてが当てはまるが、Q o S 等の他の属性を追加することも可能である。

【 0 0 6 9 】

3) に含まれるオブリゲーションの提供する情報が少ないほど、より強力な条件ネゴシエーションを必要とする。ステップ 3) が満足な場合、このステップは省略できる。S P および N P は、サービスプロビジョニングに対する最低限のバインディングを選択する。これにより、S P のためのコストおよび N P でのリソースが低減されるからである。

【 0 0 7 0 】

上記の例では、N P および S P は両者とも、P 3 P (Platform for Privacy Preferences) ポリシーに関してサービスプロビジョニングの境界を提供する。このようなポリシー  
40  
は通常、ユーザデータをどのように処理するかを伝えるために使用されるが、ここでは、サービス水準パラメータを決定するためにそのようなポリシーの使用を拡張する。P 3 P を選択するもう 1 つの理由として、このポリシーは公開を意図しているので、N P および S P の不正も抑制することがある。

【 0 0 7 1 】

P 3 P を用いた例からわかるように、S P はフィルタおよび課金情報 (実際の情報ではなく、権限のある当事者にとってどこでそれが取得可能かということ) に集中し、N P は支払に集中する。

【 0 0 7 2 】

図 4 および図 5 を参照。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 7 3 】

S Pからポリシーを取得した後、N Pは、それが自己のポリシーと両立可能かどうかをチェックする。両立可能な場合、指定されたアクセス制限が配備され、ユーザはS Pにコンタクトすることが許可される。S PがN Pの提案に同意しない場合には、ユーザがS Pのページに到達した後、S Pはアクセスをローカルに拒否できる。

## 【 0 0 7 4 】

なお、S PおよびN Pは、同時に相互にプライバシーポリシーのネゴシエーションをすることも可能であるが、これは本発明の範囲外である。

## 【 0 0 7 5 】

このステップの他の可能性には、ネゴシエーションステップに対する独自仕様のソリューションも含まれる。

10

## 【 0 0 7 6 】

## 5) サービスへのアクセス、およびアクセス確認

上記のステップがすべて完了した後、ユーザがS Pのウェブサイトにログインすれば、S PはN Pへの支払を許可することができる。ログイン手順は、I d Pに対する前の認証に基づくことができるので、ユーザにとって透過的となる。

## 【 0 0 7 7 】

図6を参照。

## 【 0 0 7 8 】

以下、本発明の一実施形態を再び、より詳細に説明する。

20

## 【 0 0 7 9 】

図3は、メッセージが交換されるプロトコルの実施例の図を示している。プロトコルフローは、上記の具体例に従っているが、このセクションでは一般化され、さらに詳細に記載されている。

## 【 0 0 8 0 】

この場合、相異なる動作プロバイダによって所有される相異なる機器がこれらの交換中に相互作用するので、標準化が特に重要である。S A M L仕様が、H T T Pとともに用いるために必要なバインディングおよびプロファイル拡張を既に定義している。同じ能力を提供するS I Pに対する拡張がI E T F [ S I P S A M L ]に提案されている。他のトランスポートは、標準化のために特定の拡張を必要とする場合がある。

30

## 【 0 0 8 1 】

## サービスアクセス

サービスへのアクセスは、サービス固有のプロトコルを用いて実行される。ほとんどの場合、上記の具体例のように、これはH T T Pを通じて行われるが、ローミングをサポートするためのS I Pに基づくサービスのような他のサービスも排除されない。システムは、他のサービスプロトコルに対するアイデンティティプロバイダからのサポートに強く依存する。しかし、S I Pに対する[ S I P S A M L ]のように、( H T T P以外の )他のサービスとともに使用するために必要なS A M Lのバインディングおよびプロファイル拡張が、引き続き導入される。

## 【 0 0 8 2 】

サービスアクセスのため、ここで処理されるメッセージは、使用されるサービスプロトコルの最初のメッセージであると仮定する。このメッセージは、H T T Pの場合であればH T T P G E T、S I PではS I P R E G I S T E Rメッセージ、等となる。

40

## 【 0 0 8 3 】

## サービスアクセスメッセージの横取りおよび処理

このステップもまた本明細書の範囲外であるので、ネットワークプロバイダがユーザのI d Pを知るためのメカニズムは指定しない。しかし、以下で、従来技術および新しい標準化作業に基づく2つの提案を示す。一方はH T T Pの場合であり、他方はS I Pの場合である。

## 【 0 0 8 4 】

50

ほとんどのホットスポットと同様、サービスアクセスメッセージは、サービスアクセスに対する支払のいくつかの選択肢をユーザに提示するために、ネットワークプロバイダによって横取りされる。ここでは、ネットワークプロバイダが、ユーザのアイデンティティプロバイダを識別するオプションを含む場合を提案する。HTTPでは、これは、ユーザをあるウェブページへリダイレクトすることになる。このウェブページで、ユーザは、フォームに入力することにより、自己のIDPをネットワークプロバイダに対して示すことができる。SIPでは、同じ機能を、SIP UAによって挿入される特別のヘッダによって提供できる。この挿入は、接続失敗時に、あるいはインターネットアクセスの欠如をアプリケーションが検出できる場合には事前に、行われる。この特別のSIPヘッダの使用についてさらに詳細な説明は、[SIP SAML] IETF草案で見ることができる。

10

#### 【0085】

他のタイプのサービストランスポートの場合、ユーザのIDPをNPに通知するための適切なメカニズムを導入しなければならない。

#### 【0086】

##### IDP認証リダイレクト

以下では、HTTP、SIP、あるいはその他のプロトコルのいずれが使用されるかを、もはや指定せず、一般的な場合を考える。実際、交換されるメッセージは、HTTPやSIP、あるいはその他のトランスポートプロトコルとは独立である。これらのプロトコルをこれらの2つのバインディングにどのように適用するかについての詳細に関して、読者は、[SAML]仕様または[SIP SAML]草案を参照されたい。サービスが異なる種類のものである場合、適切なSAMLのプロファイルおよびバインディングを検討しなければならない。バインディングおよびプロファイルが存在すれば、以下の説明が当てはまる。

20

#### 【0087】

NPは、ユーザのIDPを知った後、認証問合せ手順を開始できる。NPはSAML認証要求メッセージを作成し、それをIDPへのメッセージに埋め込む。多くのプロファイルでは、これにより、ユーザが処理すべきリダイレクトメッセージが得られる。NPは、その認証要求を有するIDPへユーザをリダイレクトする。

#### 【0088】

##### 認証および任意のプライバシーオプション選択

通常のSAMLモデルと全く同様に、IDPに認証コンテキストが既に存在するのでなければ、ユーザは、IDPに対して認証を行わなければならない。実際の方法は定義されていないが、例えば、ログインおよびパスワードや、証明書を用いたチャレンジ-レスポンスが使用可能である。

30

#### 【0089】

このステップにおいても、ユーザは、利用可能であれば、自己のプライバシーオプションを選択できる。このようなオプションは、サービス品質や、サービスへのアクセスにも影響を及ぼす可能性がある。このステップの目的は、プライバシー拡張を容易にすることである。その場合、ユーザは、アクセス制御プロセスの一部として、アイデンティティプロバイダに自己のコンテキストの一部を提供しないことを選択してもよい。

40

#### 【0090】

当該コンテキスト情報は、ユーザのデバイス情報、デバイスの位置、ネットワーク事業者のローカル情報、アクセスされるサービス、およびその他多くを含んでもよい。

#### 【0091】

IDPは、NPがユーザのポリシーに従うかどうかを確認する監査ツールとして作用することができる。

#### 【0092】

##### プロキシ認証リダイレクト(認証応答)

ユーザが認証された後、SAMLモデルによれば、IDPは、今度はユーザをNPへリ

50

ダイレクトして戻すことになる。このSAMLメッセージに含まれる情報は、認証コンテキストと、ユーザが選択したプライバシーオプションとに関するものである。

【0093】

現在、プライバシーオプションは、SAMLの一部として標準化されていないので、それらをユーザの属性とみなすことにする。それらを通常の属性アサーションとしてSAMLメッセージに埋め込むことができる。

【0094】

プライバシーポリシー自体は、多くの方法で指定できる。簡単のため、W3C P3P [P3P]の使用を仮定する。これは、情報の開示および処理を記述するためのシンプルなメカニズムである。

10

【0095】

メッセージが受信されると、プロキシは、SAML認証応答メッセージ内のアサーション中の署名と、認証コンテキスト内の認証方法が承諾可能かどうかを確認する。その後、P3Pポリシーと、それらのポリシーがNPにとって承諾可能であるかどうかを確認する。

【0096】

NPは、これがアクセス制御部にとって十分ではないと判断した場合、認証ステップに戻り、再認証をさせる。ただし、認証要求には自己のP3Pポリシー提案を埋め込む。プライバシーポリシーに関するNPの想定がユーザに通知されるべきであることを除き、この時点までの他のすべてのことが継続されることになる。

20

【0097】

プライバシーポリシーがユーザおよびNPの双方の要求に従う場合、サービスへのユーザのアクセスの処理を続行できる。

【0098】

ポリシー決定問合せ

ネットワークへのアクセスを可能にするため、NPは、ユーザが正しい権限、または支払方法を有することをIDPとの間で確認しなければならない。このステップでは、汎用のアクセス制御フレームワークである[XACML]を利用する。XACMLの選択は、SAMLとの長期の関係によるものである。SAMLおよびXACMLとともに、XACMLのポリシー決定問合せおよびポリシー決定応答のトランスポート、ポリシー決定の仕様および処理を提供する。

30

【0099】

XACMLポリシー決定問合せは、ポリシーが評価される際のコンテキストと、ポリシー決定ポイント(PDP)(いまの場合はIDP)でのみインスタンス化可能ないくつかの変数とを含む。

【0100】

コンテキスト情報の例として、以下のものが挙げられる。

- ユーザがアクセスしようとしているサービスに関する情報
- ユーザまたはNPによって与えられる、ユーザの位置
- ユーザのデバイス/アプリケーションに関する情報
- その他

40

【0101】

ポリシー要求内の変数に関しては次の通り。

- 年齢、性別、選好等のようなユーザの属性
- 時刻、日付、地域/タイムゾーン
- 課金プロバイダに関する情報
  - ・優先順のリスト
  - ・名称、提携先、グループ等
  - ・国
  - ・財務データ

50



- その他

【0102】

PDP (IdP) は、このメッセージを受信すると、自己の内部ポリシーに従ってそれを処理する。そのようなポリシーは、アクセスコンテキストをユーザ属性（例えば、サブスクリプション、課金プロバイダ、および選好）にどのように結合するかに関する情報を含んでもよい。これらのポリシーに従って応答が作成される。これは、XACML オブリゲーションのような、決定における追加情報を含んでもよい。決定は、NP がアクセス要求の承諾 (ACCEPT)、ネゴシエーション (NEGOTIATE)、または拒否 (REJECT) を行うのに十分でなければならない。メッセージは NP によって署名される。

10

【0103】

課金オブリゲーション定義

このセクションでは、XACML ポリシー決定応答内の課金情報およびパラメータを含む仕様を提案する。このオブリゲーションは、SAML アサーションのようなデータ、または、SAML アーティファクトのような情報へのポインタを含むことができる。ポインタは、ポリシーが施行される前に解決されなければならない。

【0104】

このアサーションに含まれる情報は、

- 課金プロバイダネゴシエーションポインタ（プロトコルを含む）を含まなければならない

20

または

- 直接課金情報（すなわち、クレジットカード詳細等）を含まなければならない。  
- 情報は、課金プロバイダまたは他の適当な認定ソースによって表明されなければならない

- プロバイダに関する次のような情報を含んでもよい

・ 名称、アドレス等  
・ 提携先、グループ等（例えば、クレジットカード、paypal（登録商標）、銀行、事業者等）

・ 認定

- 最大リスク因子（支払限度額等）を含んでもよい

30

【0105】

ポリシー決定応答

ポリシー施行ポイント (PEP)（いまの場合は NP）は、IdP から決定を受信する。この場合も、この決定は、SAML XACML に従って処理されなければならない。これは署名確認を含む。

【0106】

応答が、承諾 (ACCEPT) またはネゴシエーション (NEGOTIATE) の肯定応答を含む場合、NP は、オブリゲーションセクションが存在するかどうかをチェックしなければならない。その後、NP は、決定のオブリゲーションに対して自己のポリシーエンジンを作用させ、これが満足かどうかを確認できる。この時点で、決定がサービスアクセスの処理の継続である場合、アクセスに対する条件ネゴシエーションが必要な場合もある。

40

【0107】

条件ネゴシエーション

次に、NP は、ネットワークアクセスサービスの課金に必要な情報およびその他のパラメータを列挙した P3P ポリシーを準備することができる。パラメータとしては以下のものが挙げられる。

- ユニット、セッション、契約あたりの価格

- リスク管理

・ 支払前の最大転送データ

50

- ・最小許容支払額
- ・頭金
- S P と N P との間の契約の場合や、新たなフェデレーションを設定するための合意情報
  - サービスに対する制限
    - ・時間、帯域幅、サービス等

## 【0108】

I d P から受信されるユーザの認証アサーションは、プロセスにおけるユーザおよび I d P の関与を証明するために、最初のネゴシエーションメッセージに含まれてもよい。このパラメータは、S P によって、P 3 P ポリシーにおいて要求される場合もある。

10

## 【0109】

これらのパラメータは、P 3 P ポリシーとともに S P との間で交換される。そして、S P は、自己の値を提案し、合意が達成されるまで、他のパラメータを提示してもよい。

## 【0110】

合意が達成できない場合、例えば、2つの連続する交換で変化がない場合、この方法ではサービスは達成できず、提案がユーザに提示されてもよい（すなわち、ユーザが自分で支払をしなければならない）。

## 【0111】

そうでない場合、プロセスは次のステップに進む。

## 【0112】

サービスプロバイダリダイレクト（権限のあるサービスアクセス）

20

N P は、支払について確認した後、ユーザを S P へリダイレクトする。これは、S P が認証を要求する場合には、I d P への新たな呼び出しを必要とするかもしれないが、システムの S S O は、ユーザインタラクションなしでこれが行われることを許可すべきである。

ユーザはサービスにアクセスする。

## 【0113】

サービスプロバイダ合意妥当性検査

オプションとして、ネゴシエーションが終了した後、または I d P のトリガによって、S P は、ユーザおよびアクセスサービスプロビジョニングの条件を N O S H O W ステートメントとともに列挙したエントリを作成する。このエントリは、タイマと関連づけることができる。このタイマは、ユーザがある一定時間後にサービスにアクセスしない場合に、このエントリを F A I L E D ステートメントでマークする。

30

## 【0114】

ユーザが最初に S P にアクセスすると、S P は、このエントリに C O M S U M E D とタグ付けすることができる。オプションとして、S P は、サービスが実際にこのように利用されたことをユーザに対して証明するために、S P へのユーザログイン時に I d P から受信した認証アサーションを保存することにしてもよい。このステップは、ユーザがこのようにサービスを利用するために S P によって信用される場合に有益である。第3のシナリオ、すなわちローミングは、これが起こる典型的な使用事例である。

40

## 【0115】

N P が S P に課金すると、S P は、エントリのステータスをチェックして、課金に異議を唱えることができる。

## 【0116】

システムのこのセクションの実装は、S P のリスク管理メカニズムに依存する。

## 【0117】

図7は、本発明の一実施形態の重要な特徴を例示している。

・ユーザがサービスにアクセスし、ホットスポットプロバイダによるリダイレクトを通じてアイデンティティプロバイダ（I d P）に対して認証を行う

・ユーザポリシーは、ホットスポットプロバイダによって問合せを受けると、S P を支

50

払人として設定する

・サービスプロバイダとホットスポットプロバイダとの間のネゴシエーションにより、課金の詳細を設定する

【0118】

図8は、さらなる詳細および利点を例示している。

・ユーザが、サービスプロバイダ(S P)のブックマークを選び、近くのホットスポットを選択する(自動でもよい)

・I d Pが、ホットスポットのポリシー問合せを通じてS Pのアイデンティティを知る

・I d Pは、ユーザがS Pとのサブスクリプションを有することを知ら

【0119】

S Pは、I d Pによって提供されるポリシーに基づいて、ユーザのネットワークアクセスに対して課金される。

・コンセプトの利点:

- 収益: ホットスポットが、より多くの顧客によってアクセスされる
- 顧客ベースの拡大: S Pが、より多くのユーザを獲得する。付加価値サービス
- 信頼: ユーザが、一貫したシンプルなサービスの表示を得る

【0120】

図9は、ステップの動きを例示している。

【0121】

以下、本発明の重要な側面について要約する。

・アイデンティティ管理とアクセス制御技術との新たな組合せにより、ネットワークトランスポートの第三者支払が可能となる。

・ユーザに対するプライバシーオプションを含むように認証段階を拡張する。

・P 3 Pポリシーの新たな応用により、N PとS Pとの間でアクセス条件のネゴシエーションを行う

・ネットワークプロバイダは、ユーザ認証中のサービスアクセスに対してサービスプロバイダに課金できる。

・ユーザは、アクセス制御プロトコルに対するプライバシーポリシーを選択できる。

・ネットワークプロバイダとサービスプロバイダは、アイデンティティ管理システムとは独立に、ネットワークアクセスに対する条件のネゴシエーションをすることができる

・新規なビジネスモデルに基づく

【0122】

従来技術と比較した本発明の利点は次の通りである。

【0123】

特許文献6、特許文献4、および特許文献1に対して、本発明は、支払人の認証および設定の両方をアイデンティティプロバイダに委任するようにこれらのメカニズムを拡張し、それにより、I d Pローカに保存された事前設定情報に基づいてサービスごとのポリシーを効果的に設定できる。ネットワークプロバイダは、ネットワークアクセスに対してサービスプロバイダに課金でき、ユーザ認証中に支払人のアイデンティティを確認し、それによりユーザのプライバシーを保護する。これは、N Pに個人データを開示しない。現在のモデルでは、ユーザは、ネットワークプロバイダおよびサービスプロバイダとの間で個別に、自己のそれぞれの契約またはサブスクリプションを利用できるだけである。

【0124】

さらに、課金メカニズムの共通理解をのぞき、プロバイダ間の事前合意(S L A)やその他の知識は不要である。特許文献5に記載されているようなメカニズムでは、限定的なサービスにしかアクセスできず、この場合、ホットスポットプロバイダは、事前合意を通じて、特殊な認証およびユーザに利用可能なサービスについて知っている。本発明には、このような制限は何ら課されない。

【0125】

特許文献3および特許文献2に記載されているような従来技術は、特定のサービスサ

10

20

30

40

50

ポートをシステムに組み込まずにさらに拡張される。このため、本発明者によって提示されるもの以外にも、任意の変更を、現在および将来の課金方法に組み込むことが可能である。具体的には、本発明によって使用されるプロトコルでは、動的なポリシー構築に基づいて、NPとSPとの間で新たな種類のオブリゲーションを定義することが可能である。

【0126】

本発明は、ユーザのアイデンティティへのリンクを提供し、その後課金プロバイダへのリンクを提供するために設定されるアイデンティティ管理システムにある程度依存する。しかしこれは強い要件ではない。というのは、この役割は、サービス合意に応じて、SPまたは他の第三者が引き受けることができるからである。

【0127】

上記の説明および添付図面の記載に基づいて、当業者は本発明の多くの変形例および他の実施形態に想到し得るであろう。したがって、本発明は、開示した具体的実施形態に限定されるものではなく、変形例および他の実施形態も、添付の特許請求の範囲内に含まれるものと解すべきである。本明細書では特定の用語を用いているが、それらは総称的・説明的意味でのみ用いられており、限定を目的としたものではない。

【図1】

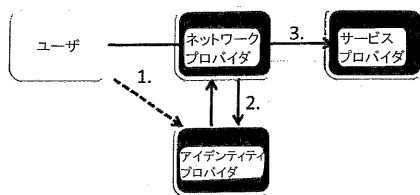


Fig. 1

【図2】

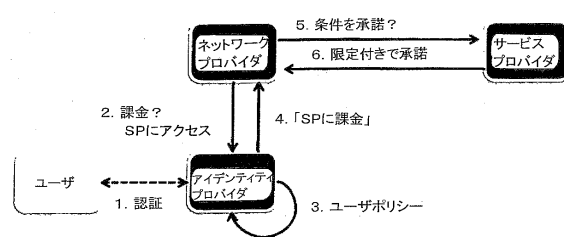


Fig. 2

【図3】

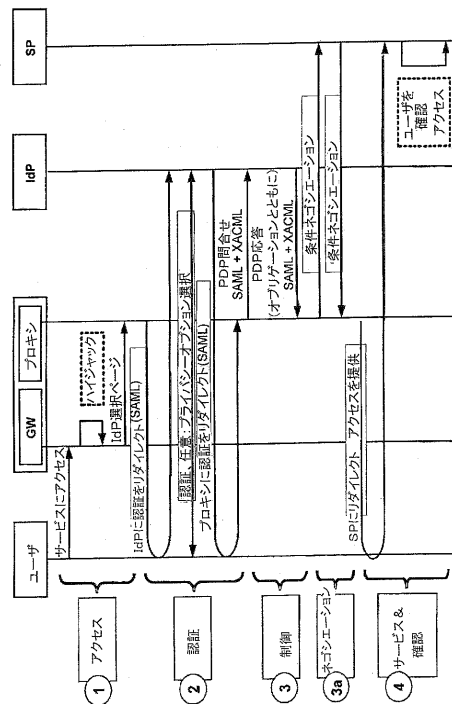


Fig. 3

【 図 4 】

```

</POLICIES>
<POLICY>
  <ENTITY>
    <DATA-GROUP>
      <DATA ref="#business.name">
        Network Provider
      </DATA>
    </DATA-GROUP>
    <ACCESS><nonident/></ACCESS>
  </ENTITY>
</POLICY>
<STATEMENT>
  <CONSEQUENCE>Payment for Network Access.</CONSEQUENCE>
  <PURPOSE><admin/></PURPOSE>
  <RECIPIENT><ours/></RECIPIENT>
  <RETENTION><indefinitely/></RETENTION>
</DATA-GROUP>
  <DATA ref="#sba.payment.one-time.amount">3</DATA>
  <DATA ref="#sba.payment.one-time.currency">EUR</DATA>
  <DATA ref="#sba.payment.rate.amount">0.05</DATA>
  <DATA ref="#sba.payment.rate.currency">EUR</DATA>
  <DATA ref="#sba.payment.metric">per 50MB</DATA>
  <DATA ref="#sba.filter"> http://[SP]/* </DATA>
</DATA-GROUP>
</STATEMENT>
</POLICY>
</POLICIES>

```

Fig. 4

【 図 5 】

```

</POLICIES>
<POLICY>
  <ENTITY>
    <DATA-GROUP>
      <DATA ref="#business.name">
        Service Provider
      </DATA>
      <DATA ref="#financial.entity">
        <Endpoint Binding="SAML">
          http://sp.com/SAMLAttributeProvider
        </Endpoint>
      </DATA>
      <DATA ref="#sba.filter"> http://sp.com/restricted/* </DATA>
      <DATA ref="#sba.filter"> http://sp.com/login/* </DATA>
    </DATA-GROUP>
  </ENTITY>
  <ACCESS><nonident/></ACCESS>
</STATEMENT />
</POLICY>
</POLICIES>

```

Fig. 5

【 図 6 】

```

<Obligations>
  <Obligation>
    ObligationId="eumecfabnwsbaobligation"
    FulfillOn="Permit"
    <AttributeAssignment>
      AttributeId="eumecfabnwsbaobligation:subject"
      DataType="urn:oasis:names:tc:SAML:2.0:assertion:NameID"
      <samlNameID>
        xmlns:saml="urn:oasis:names:tc:SAML:2.0:assertion"
        Format="http://www.w3.org/2001/XMLSchema:anyURI"
        temporary-subject@sp.com
      </samlNameID>
    </AttributeAssignment>
    <AttributeAssignment>
      AttributeId="eumecfabnwsbaobligation:negotiation:endpoint"
      DataType="urn:oasis:names:tc:SAML:2.0:metadata:Endpoint"
      <md:NegotiationService>
        xmlns:md="urn:oasis:names:tc:SAML:2.0:metadata:Endpoint"
        Binding="SOAP"
        https://ip.com:8444/SAMLNegotiation
      </md:NegotiationService>
    </AttributeAssignment>
    <AttributeAssignment>
      AttributeId="eumecfabnwsbaobligation:negotiation:payment:one-time:amount"
      DataType="http://www.w3.org/2001/XMLSchema:Integer"
      10
    </AttributeAssignment>
    <AttributeAssignment>
      AttributeId="eumecfabnwsbaobligation:negotiation:payment:one-time:currency"
      DataType="http://www.w3.org/2001/XMLSchema:string"
      EUR
    </AttributeAssignment>
    <AttributeAssignment>
      AttributeId="eumecfabnwsbaobligation:negotiation:payment:rate:amount"
      DataType="http://www.w3.org/2001/XMLSchema:double"
      0.1
    </AttributeAssignment>
    <AttributeAssignment>
      AttributeId="eumecfabnwsbaobligation:negotiation:payment:rate:currency"
      DataType="http://www.w3.org/2001/XMLSchema:string"
      EUR
    </AttributeAssignment>
    <AttributeAssignment>
      AttributeId="eumecfabnwsbaobligation:negotiation:payment:metric"
      DataType="eumecfabnwsbaobligation:negotiation:payment:metric:type"
      perHour
    </AttributeAssignment>
    <AttributeAssignment>
      AttributeId="eumecfabnwsbaobligation:negotiation:payment:method"
      DataType="eumecfabnwsbaobligation:negotiation:payment:method:type"
      VISA
    </AttributeAssignment>
    <AttributeAssignment>
      AttributeId="eumecfabnwsbaobligation:negotiation:payment:data"
      DataType="http://www.w3.org/2001/XMLSchema:string"
      1111 2222 3333 4444, 20/2010, 123
    </AttributeAssignment>
    <AttributeAssignment>
      AttributeId="eumecfabnwsbaobligation:filter"
      DataType="http://www.w3.org/2001/XMLSchema:anyURI"
      http://sp.com/restricted/*
    </AttributeAssignment>
    <AttributeAssignment>
      AttributeId="eumecfabnwsbaobligation:filter"
      DataType="http://www.w3.org/2001/XMLSchema:anyURI"
      http://sp.com/login/*
    </AttributeAssignment>
  </Obligation>
</Obligations>

```

Fig. 6

【 図 7 】

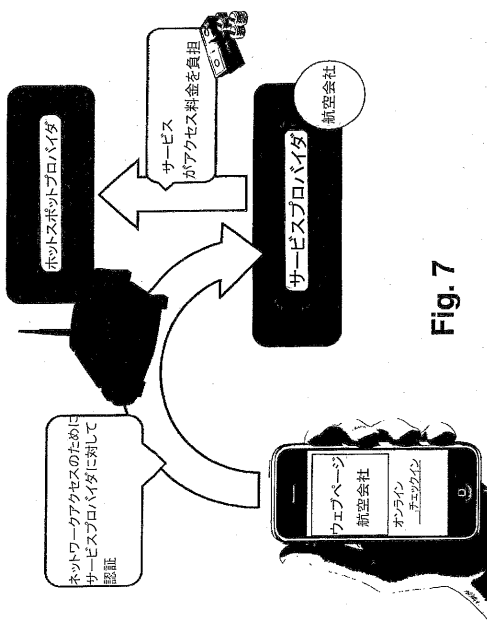


Fig. 7

【 図 8 】

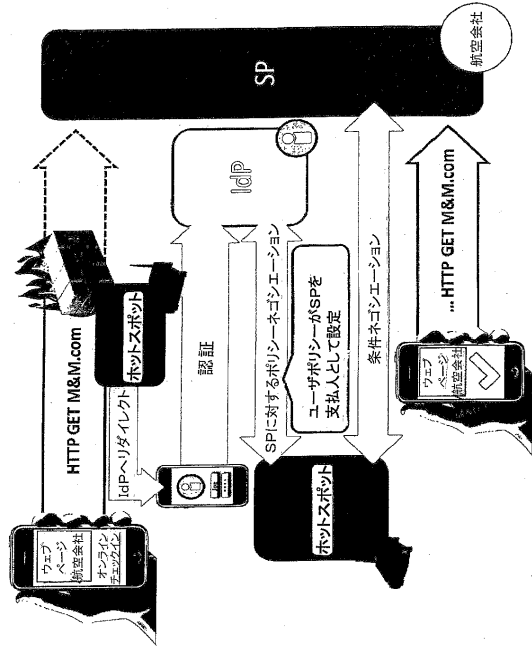


Fig. 8

【 図 9 】

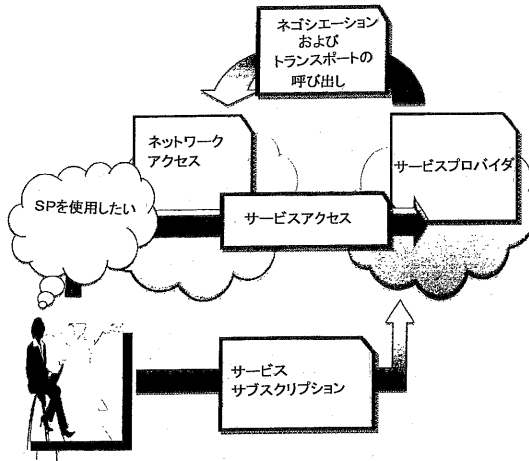


Fig. 9

---

フロントページの続き

審査官 吉田 耕一

- (56)参考文献 特開2004-355073(JP,A)  
特開平11-296583(JP,A)  
特開2002-132727(JP,A)  
特開2007-048241(JP,A)  
特開2004-258872(JP,A)  
米国特許出願公開第2005/0210288(US,A1)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)  
G06F 21/41  
G06F 21/31